

# 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、市町村が日常生活用具を給付した場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付については、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（平成29年5月30日付け厚生労働省発健0530第5号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (交付の対象経費、基準額、補助率及び算定方法)

第2条 補助金の交付の対象経費及び基準額並びに補助率は、別表1のとおりとする。  
なお、別表1により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の交付申請書の提出については、別途通知するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第3号様式によるものとする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 県補助金所要額調書（別紙1）

(2) その他参考となる資料

## (事業の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用する。

2 前項の事業変更計画書に添付する収支予算書は別記第3号様式を準用し、前条第4項の書類は、次のとおりとする。

(1) 県補助金（変更）所要額調書（別紙2）

(2) その他参考となる資料

## (申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第4号様式によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助金精算書(別紙3)
  - (2) その他参考となる資料
- 4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、毎年度3月末日とする。

附 則

この要領は、平成21年1月28日から施行する。

この要領は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年6月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年2月27日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

この要領は、平成27年10月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年10月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年11月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年12月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表 1

1 名称	2 対象経費	3 基準額	4 補助率等
小児慢性 特定疾病 児童等日 常生活用 具給付事 業費	平成 29 年 5 月 30 日付け健発 0530 第 12 号厚 生労働省健康局 長通知「小児慢 性特定疾病対策 等総合支援事業 の実施につい て」の別紙「小 児慢性特定疾病 対策等総合支援 事業実施要綱」 に基づき市町村 が行う小児慢性 特定疾病児童等 日常生活用具給 付事業の実施に 必要な次の経費  需用費（消耗品 費）、使用料及 び賃借料、備品 購入費、扶助 費、補助金	次により算出した額の合算額から 用具の給付を受けた者又はその扶養 義務者（世帯の生計中心者）の負担す べき額（以下「扶養義務者等負担額」 という。）の合算額を控除した額  (1) 便器 4,900 円×購入数 (2) 特殊マット 21,560 円×購入数 (3) 特殊便器 166,320 円×購入数 (4) 特殊寝台 169,400 円×購入数 (5) 歩行支援用具 （手すり、スロープ、歩行器等） 66,000 円×購入数 (6) 入浴補助用具 99,000 円×購入数 (7) 特殊尿器 73,700 円×購入数 (8) 体位変換器 16,500 円×購入数 (9) 車椅子（電動以外の場合） 77,440 円×購入数 (10) 頭部保護帽 13,380 円×購入数 (11) 電気式たん吸引器 62,040 円×購入数 (12) クールベスト 22,000 円×購入数 (13) 紫外線カットクリーム 41,580 円×購入者数 (14) ネブライザー（吸入器） 39,600 円×購入数 (15) パルスオキシメーター 173,250 円×購入数 (16) ストーマ装具（消化器系） 113,520 円×購入者数 (17) ストーマ装具（尿路系） 149,160 円×購入者数 (18) 人工鼻 128,700 円×購入者数	補助率 1/2 以内 （町村は 3/4 以内） ただし、3 に定める 基準額と 2 に定める 対象経費の実支出額 （市町村が支出した 額から扶養義務者等 負担額の合算額を控 除した額）を比較して 少ない方の額と、総事 業費から寄付金その 他の収入を控除した 額とを比較して少な い方の額の 1/2（町 村は 3/4）を限度と する。